

## 第3章 環境施策

# 1 環境施策の体系

目標とする環境像	基本目標	関連する SDGs
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち</p>	<p>1 豊かな自然を守り育てるまち [~自然共生社会の実現~]</p>	
	<p>2 限りある資源を 有効に利用するまち [~循環型社会の実現~]</p>	
	<p>3 安心して快適に暮らせるまち [~安全・安心社会の実現~]</p>	
	<p>4 地球環境に配慮した くらしを実践するまち [~脱炭素社会の実現~]</p>	
	<p>5 協働による環境活動の楽しさを 未来に伝えるまち [~環境保全活動の拡大~]</p>	

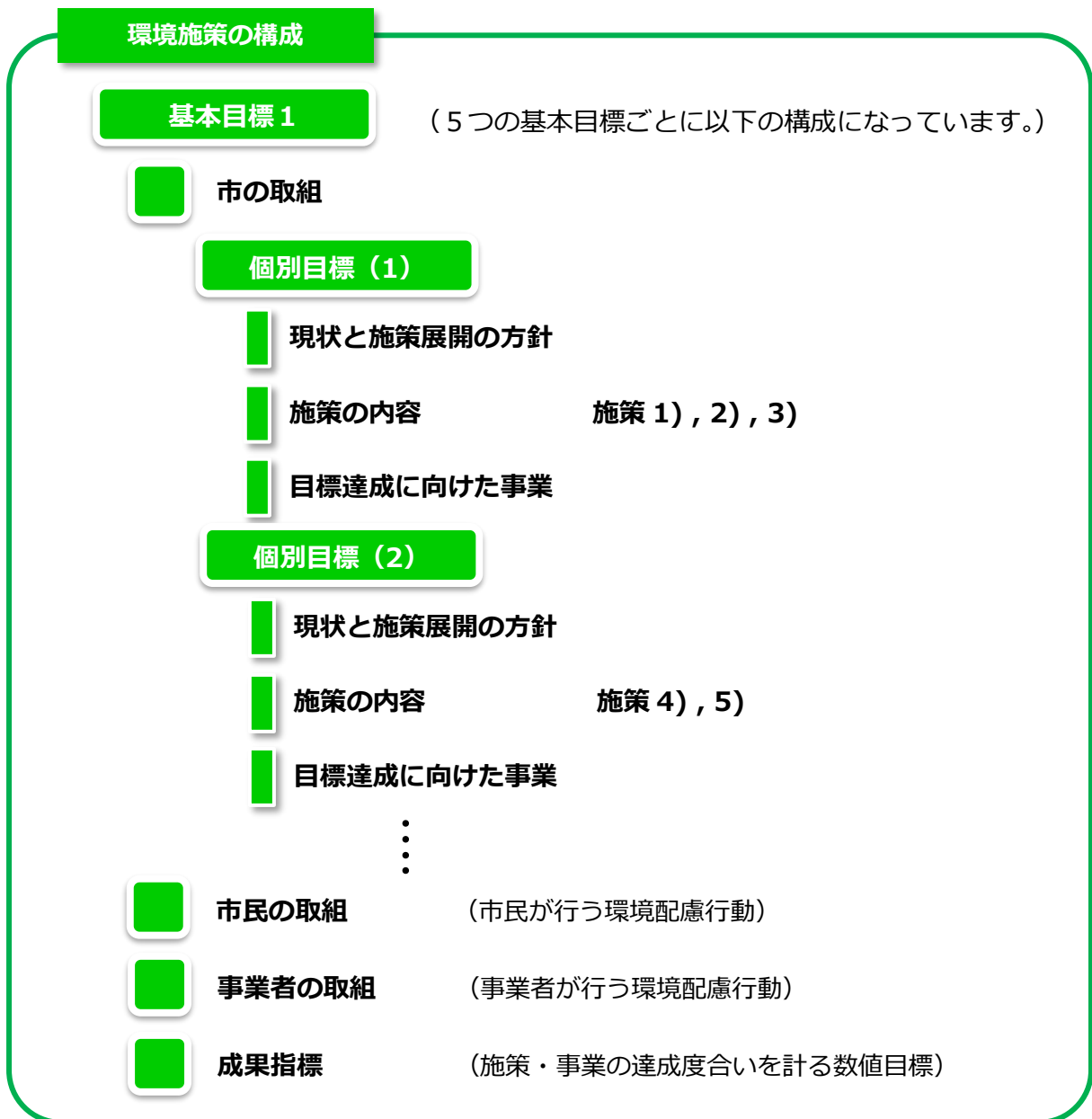
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">分野横断的視点</div> 国土のストックとしての価値の向上 地域資源を活用した持続可能な地域づくり 健康で心豊かな暮らしの実現	
個別目標	施策
(1) 印旛沼・流域の再生	1) 印旛沼の水質浄化の推進 2) 健全な水循環の維持 3) 印旛沼・流域の再生に向けた普及、啓発
(2) 生物多様性の保全	4) 動植物の生息・生育環境の保全 5) 生物多様性の保全に向けた普及、啓発
(3) みどり・水辺の保全	6) 谷津の保全 7) 農地、森林の保全 8) 河川・水辺の保全、整備 9) 公園の整備・維持管理、緑化の推進
(4) 4Rの推進	10) ごみの排出抑制に向けた普及、啓発 11) 再資源化の推進 12) よりよい分別、収集の推進
(5) 環境負荷の低減	13) 公害防止対策の推進 14) 監視、測定の実施
(6) 安全・安心な生活環境の保全	15) まちの美化と良好な生活環境の保全 16) 不法投棄対策の推進
(7) 省エネルギーの推進	17) 家庭の省エネルギーの促進 18) 事業者の省エネルギーの促進 19) 公共施設の省エネルギーの推進
(8) 再生可能エネルギーの利用促進	20) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
(9) 脱炭素型まちづくりの推進	21) 建物・設備の省エネルギー化と緑の保全 22) 歩いて暮らせるまちづくり
(10) 気候変動適応策の推進	23) 自然災害対策の推進 24) 健康被害対策等の推進
(11) 環境に配慮した行動の実践	25) エコライフの実践に向けた普及、啓発
(12) 環境教育・環境学習の推進	26) 学校における環境教育の充実 27) 地域における環境学習機会の拡充
(13) 協働による環境活動の推進	28) 環境保全活動への支援 29) 協働による環境保全活動の充実 30) 環境に関する情報共有と協働の場づくり

# 2 環境施策

本計画では、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどをふまえ、「自然共生社会」「循環型社会」「安全・安心社会」「脱炭素社会」「環境保全活動」の実現に向けた5つの基本目標を掲げています。

この章では、「基本目標」ごとに、市の取組、市民の取組、事業者の取組、成果指標を定めています。

また、市の取組においては、基本目標の達成に向けた「個別目標」ごとに、現状と施策展開の方針、施策内容、事業を整理しています。



## 基本目標 1

## 豊かな自然を守り育てるまち

[～自然共生社会の実現～]



## 市の取組

## 個別目標 (1)

## 印旛沼・流域の再生

## 現状と施策展開の方針

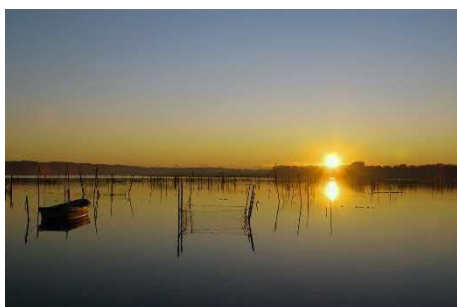
印旛沼流域は、下総台地とこれを侵食している谷津、谷津に面した斜面や崖から構成されています。台地は保水性・透水性の優れた関東ロームと呼ばれる土層で覆われ、台地や斜面に沿った雨は地表水として流下したり、地下へ浸透したりして、湧水となって印旛沼に流入します。

印旛沼流域では、このような地形を背景とした谷津や斜面からの豊富な湧水が、流域の自然環境や人の暮らしの基本的な要素となっており、本市での市民生活や経済活動を支える水道水は、約6割が自己水源の井戸からくみ上げた地下水となっています。また、印旛沼流域に降った雨水や私たちの生活や産業活動から出る排水は、河川や水路、地下水のいずれかを経て、その多くが印旛沼に流れ込んでいます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

特に、本市の自然の象徴的な存在である印旛沼の水質改善に向けて、県を含めた流域市町と連携を図りながら水質浄化に向けた様々な対策を実行していますが、明確な成果は現れておらず、引き続き水質改善に向けた努力が必要となっています。

印旛沼をめぐる多様かつ困難な課題の解決には、国や県、流域市町と連携して、水循環や水質浄化に向けた対策を推進するほか、市をはじめとして、市民、事業者など、多様な主体による自主的な行動をさらに活性化することが必要です。



朝焼けの印旛沼



加賀清水

## 施策の内容

### 施策 1) 印旛沼の水質浄化の推進

- ・印旛沼に流入する汚濁負荷を減少させるため、事業所・工場などからの排水や生活排水の適切な処理を推進します。
- ・千葉県及び印旛沼流域の市町と連携して、水循環の健全化や水質浄化に向けた取組を推進します。

### 施策 2) 健全な水循環の維持

- ・河川の流量維持や地下水・湧水の保全のため、雨水の貯留やかん養能力を持つ谷津・農地・緑地などの保全を図ります。
- ・市街地における雨水の浸透を促進します。

### 施策 3) 印旛沼・流域の再生に向けた普及、啓発

- ・印旛沼の現状や水質改善のための取組について広く情報発信を行い、市民、事業者、農林漁業関係者、観光等沼利用者、研究機関など多様な主体による取組を活性化させます。
- ・印旛沼を、地域固有の多様な動植物が生息し、市民や観光客に親しまれる水辺として保全します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	印旛沼水質保全協議会への参加をはじめとして、千葉県及び印旛沼流域の市町と連携して、印旛沼の水質浄化に向けた取組を推進します。	1) 2) 3)	生活環境課
②	市民、事業者に対し、生活排水や肥料等による印旛沼への流入負荷の削減のための指導・PRを推進します。☆	1) 3)	生活環境課
③	家庭でできる生活排水対策を支援するため、各種メディアを通じた情報提供の充実を図ります。	1) 3)	生活環境課
④	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	1) 13)	生活環境課
⑤	地下水の水質調査、監視を行うとともに、浄化対策を推進します。	1) 2) 13)	生活環境課
⑥	千葉県環境保全条例及び佐倉市環境保全条例に基づく、地下水の採取規制を実施し、地下水のかん養及び湧水の保全を図ります。	1) 2) 13)	生活環境課

(注) 本計画からの新規事業には★を、一部新規、拡充等のものには☆をつけています。

	事業	該当する 施策No.	担当部署
⑦	適正な生活排水処理施設への誘導を図ります。	1)	下水道課 生活環境課 農政課
⑧	下水道処理区域外においては、高度処理型合併処理浄化槽への転換の促進と適正な管理を呼びかけます。	1)	生活環境課
⑨	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業従事者や市民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	1) 2) 7)	農政課
⑩	コンクリート等による地表面の被覆の抑制、透水性舗装や雨水浸透ます等の設置促進など雨水の流出抑制対策を推進し、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、降雨時に市街地から流出する汚濁負荷の軽減を図ります。	1) 2) 23)	下水道課 道路維持課 治水課
⑪	千葉県と連携して、印旛沼流域における親水施設の整備を検討します。★	3) 9)	企画政策課 佐倉の魅力推進課
⑫	各種メディア、イベント等を通じて、水資源や水循環への関心を深めます。☆	3)	生活環境課
⑬	市民、事業者などと連携して、印旛沼及び鹿島川周辺での清掃活動を行います。	3) 15)	生活環境課
⑭	印旛沼周辺における景観の向上、回遊ルートの設定など印旛沼の観光資源としての活用を図り、印旛沼の魅力向上を図ります。☆	3)	企画政策課 佐倉の魅力推進課 都市計画課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

## 個別目標（2）

## 生物多様性の保全

### 現状と施策展開の方針

下総台地と印旛沼低地で構成された本市は、鹿島川と手繰川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津を形成することで、複雑かつ特徴的な地形が形成され、多様な動植物の生息・生育環境となっています。市内の谷津では、ニホンアカガエルやトウキョウダルマガエル、サシバをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

本市では、市民と市が協働して、保全管理作業や動植物の観察、生物調査など、谷津田や斜面林の田園環境の回復・整備に取り組んでおり、希少な動植物の確認数が増加するなど豊かな自然環境が復元しつつあります。

一方、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が増加しており、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

## 施策の内容

### 施策4) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・地域固有の多様な動植物の生息環境の保全に取り組みます。
- ・市内の動植物の生息・生育の実態を把握します。
- ・森林や谷津の改変、耕地面積の減少を最小限にとどめます。
- ・外来生物等による生態系などへの被害防止に努めます。

### 施策5) 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

- ・生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民、事業者へ普及・啓発します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	市内の動植物の生息・生育の実態を把握するため、生物調査を継続的に実施します。★	4) 5)	生活環境課
②	貴重な動物や植物・植物群落を保護するため、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な管理を推進するとともに、保護活動の支援に努めます。	4)	生活環境課
③	谷津や里山の保全を市民との協働で行います。	4)	生活環境課
④	生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導するとともに、特に重要な地域を保全する仕組みを検討します。★	4) 5)	生活環境課
⑤	外来生物による生態系への被害防止に努めます。	4)	生活環境課
⑥	印旛沼や谷津、貴重な自然や生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。	5)	生活環境課
⑦	生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の高揚に努めます。★	5)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの



## 個別目標（3）

## みどり・水辺の保全

## 現状と施策展開の方針

本市の豊かな自然は、歴史・文化と並ぶ本市の魅力のひとつとして、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

中でも印旛沼や谷津に代表される田園風景は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

谷津をはじめとする豊かな自然や里山景観は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、野焼き、除草、かつての炭焼き、山菜採りなどといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって、植生が保たれ、継承されてきた貴重な財産です。

しかしながら、農業活動の縮小などに伴って、これら先人たちが築き上げてきた里山環境は、荒廃、消滅の危機に瀕しています。

また、本市の環境のシンボルとも言える印旛沼は、水質汚濁や特定外来生物の増加などによるイメージの悪化や、水辺に近寄れる場所が少なく親水性に乏しいことから、人と沼の関りが希薄化し、市民の愛着も失われつつあります。

そのため、谷津の改変や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、かつての景勝地としての印旛沼の面影を取り戻すべく、今ある自然を守り、育てるとともに、市民が自然とふれあい、その恩恵を実感できる機会と場を提供していく必要があります。

## 施策の内容

**施策6） 谷津の保全**

- ・市民や市民団体、農業従事者等と協働し、谷津や里山を保全します。
- ・谷津や里山を人と自然とのふれあいの場や環境学習の場として活用します。

**施策7） 農地、森林の保全**

- ・作物の生産や良好な景観の形成、多様な生きものを育むといった多面的な役割を担う農地の保全に努めます。
- ・国土の保全、水源かん養、大気浄化、二酸化炭素の吸収、動植物の生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林の保全に努めます。

**施策8） 河川・水辺の保全、整備**

- ・河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進します。
- ・印旛沼の水辺の親水性を高めます。

**施策9） 公園の整備・維持管理、緑化の推進**

- ・公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化を推進します。
- ・佐倉市開発事業の方法及び基準に関する条例などに基づき、開発事業における緑地を確保します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	農業従事者、土地所有者、市民団体等と連携を図りながら、谷津の特徴である水田、湧き水、小川、斜面林などの多様な環境要素を一体として保全を図ります。☆	4) 6) 7)	生活環境課 農政課
②	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業従事者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。(再掲)	1) 2) 7)	農政課
③	有機農業や農地への炭の投入による土壌への炭素貯留をはじめとした環境保全型農業に取り組む農業従事者への支援を行い、環境にやさしい農業の普及・拡大を図ります。	1) 6) 7)	農政課
④	農業後継者の育成支援や新規就農者の受け入れ環境の整備などの支援により農業従事者の減少を抑え、農地の保全を図ります。	4) 6) 7)	農政課
⑤	ハクビシンやアライグマ、イノシシなどによる農作物の食害、人体や住居への被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、捕獲対策、防除対策、生息環境対策などを推進します。☆	4) 7) 15)	生活環境課 農政課
⑥	特別緑地保全地区の指定や市民緑地制度などを活用するとともに、市内に残る名木・古木等の周知を図ります。	7) 9)	公園緑地課
⑦	森林環境譲与税を活用し、森林整備及びその促進に取り組みます。★	7)	生活環境課 農政課 公園緑地課 他
⑧	河川の堤防や護岸の維持管理を図るとともに、関係機関と連携して環境に配慮した川づくりの検討を行います。	8)	治水課
⑨	千葉県と連携して、印旛沼流域における親水施設の整備を検討します。(再掲) ★	3) 9)	企画政策課 佐倉の魅力推進課
⑩	佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例や緑地協定などに基づく緑化を推進します。	9)	市街地整備課 公園緑地課
⑪	公園清掃協力団体の拡大・普及を図ります。	9)	公園緑地課
⑫	市民、事業者による花と緑のまちづくりを支援します。	9)	公園緑地課 道路維持課 建築指導課 市街地整備課
⑬	印旛沼や河川などの水辺や、里山、田園、斜面緑地、谷津を、その周辺とともに「ふるさとの風景」として保全に取り組みます。	6) 7) 8)	都市計画課 生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

## 市民の取組

- 印旛沼や谷津環境など身近な自然や動植物に関心を持ち、自然を大切にする心や環境保全への意識を持つとともに、環境保全活動や環境学習会などに進んで参加します。
- 水循環に関心を持ち、節水に取り組みます。
- 流しに油や生ごみを流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。特に、高度処理型合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽を適切に維持管理します。
- 自宅に雨水貯留タンクや雨水浸透マスを設置し、雨水を地下に浸透させます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、繁殖・拡大の防止に努めます。
- 地場の農産物を購入し、地産地消に努めます。
- 植栽やグリーンカーテンなど、身近な緑を適切に管理します。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力します。
- 庭や家庭菜園での肥料は適正量を使用します。

## 事業者の取組

- 印旛沼や谷津環境に関心を持ち、環境保全活動や環境学習会などに進んで参加します。
- 水循環に関心を持ち、節水に取り組みます。
- 法令に基づく排水処理対策を遵守します。
- 雨水貯留タンクや雨水浸透マスを設置します。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 事業所や工場周辺の自然環境や生物生息環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、法に則り適切に管理するほか、繁殖・拡大の防止に努めます。
- 地産地消の普及に努めます。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 植栽やグリーンカーテン、屋上緑化など、身近な緑を適切に管理します。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力します。
- 肥料は適正量を使用します。

## 成果指標

指標	現状値 2018（平成 30）年度	中間値 2025（令和 7）年度	目標値 2031（令和 13）年度
印旛沼のCOD <sup>※1</sup> 値（年平均値、印旛沼水循環健全化計画）	12 mg/L	9 mg/L	5 mg/L 以下
二ホンアカガエルの卵塊確認地点数	11 地点	11 地点	11 地点
生物多様性の認知度（アンケート結果）	38.2%	45.0%	50.0%
佐倉ふるさと広場の来場者数 <sup>※2</sup>	355,703 人	381,362 人	404,823 人

※1 水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを示す水質汚濁の指標のひとつ。

※2 年度集計ではなく、1月から12月までの期間の集計値（イベント開催時を除く）

### コラム：佐倉市の希少な動植物

#### ●二ホンアカガエル【県：最重要保護生物（A）】

背面が褐色～赤褐色の体長 34～75mm 程度のカエルで、平地から丘陵地にかけて明るい森林、池沼、水田周辺の草むら、湿地等に生息しています。繁殖は、本州に生息するカエルの中で一番早く、1月から3月に行われ、こぶし大の卵塊を産みます。



#### ●サシバ【国：絶滅危惧 II 類（VU）、県：最重要保護生物（A）】

全長 47～51cm、翼開長 100～110cm でタカの仲間としては中型です。「ピックイー」とよく通る声で鳴きます。

日本には夏鳥として渡来し、谷津の水田や畑などを好んで利用します。食物はカエルなど両生類、トカゲ・ヘビなど爬虫類、大型の昆虫類などで、里山の代表種といえる鳥類です。



#### ●キンラン【国：絶滅危惧 II 類（VU）、県：一般保護生物（D）】

山地や丘陵の林下に生えるラン科の多年草で、5月頃に高さ 30～70cm の茎の先端に直径 1 cm 程度の明るく鮮やかな黄色の花を総状につけます。

近年は雑木林の手入れ不足や盗掘などにより、急速に個体数を減らしています。



#### ●カタクリ【県：重要保護生物（B）】

里山に春を告げるユリ科の多年草で、10～15 cm 程の花茎を伸ばし、直径 5 cm ほどの薄紫から桃色の花を先端に一つ下向きに咲かせます。

片栗粉は、かつてこの花の根から抽出したデンプンに由来しています。



## コラム：佐倉市の外来生物

外来種による被害を予防するために、

1. 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種を非分布域へ「入れない」～
2. 捨てない ～飼養・栽培している外来種を「捨てない（逃がさない・放さない）」～
3. 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない（増やさない）」～

の三原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力をお願いします。

### ●カミツキガメ【特定外来生物】

北米から中米を原産とする背甲長約 50cm、34kg まで成長する水棲カメです。大型に成長し、幅広い食性をもつカメであることから、在来生態系のバランスを壊してしまうほか、捕らえられた時など、瞬時に首を伸ばし、かみつく行動に出るなど人の生命・身体への影響があります。

千葉県では 2007(平成 19)年度から捕獲事業を開始し、これまで約 8,000 頭の捕獲、収容を行っています。



### ●ハクビシン

ハクビシンは、本来、東南アジアを中心に台湾、中国に生息しているジャコウネコ科のほ乳類で、頭胴長約 60cm、尾長約 40cm で尾が長く、額から鼻先まで白い模様があるのが特徴です。

夜行性で、主に民家や神社・仏閣の屋根裏、倉庫等をねぐらにしており、家屋内に入り込まれた場合、ふん尿による悪臭・カビの発生・家屋の破損、汚損などの被害が生じています。



### ●ナガエツルノゲイトウ【特定外来生物】

南米原産のヒユ科に属する多年草で、河川や水路、湿地に群生します。茎の長さは 1m 以上にもなり、ほふくした基部から数多く分枝して発根し、日当たりの良い肥沃な条件下では、急激に増殖します。

在来植生と競合したり、水流を阻害して在来の水生生物の生活を阻害するなどの影響があり、近年、印旛沼周辺の異常繁茂が問題となっています。



### ●オオフサモ【特定外来生物】

南米原産のアリノトウグサ科の抽水性の多年草で、池沼、ため池、河川、水路などで生育し、泥中または水中で分岐しながらほふくして 1m 以上に達します。茎には多数の節があり、節から白色の糸状根を出し、10~30cm の水上茎を直立させて水面を覆います。

在来植生と競合したり、水流を阻害するなどの影響があります。



### ●オオキンケイギク【特定外来生物】

北米原産のキク科の多年生草本で、高さは約 0.3~0.7m、道路際、河川敷などに生育し、5~7月に開花します。

管理の手間が少ない緑化材料として使われた植物の一つですが、強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつくっており、在来生態系への影響が危惧されています。



### ●アレチウリ【特定外来生物】

北アメリカ原産のウリ科の一年生草本で、8月から10月に開花し、大量の種子をつけます。生育速度が非常に速く、数m~数十mのつるを伸ばして群生します。

畑や河川敷などで大量に繁茂し、在来の植生と競合することから、生態系への影響が危惧されています。



## 基本目標 2

# 限りある資源を有効に利用するまち

[～循環型社会の実現～]



## 市の取組

### 個別目標 (4)

### 4Rの推進

#### 現状と施策展開の方針

本市では、ごみの減量化・資源化に向けて排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、ごみになるような不要なものを断る（リフューズ）の4R運動を推進しており、本市のごみの排出量は2019（令和元）年度で53,141 tと減少傾向で推移しています。1人1日当たりのごみ排出量は828 gで、全国平均や千葉県内の市町村の平均と比較して低い傾向にありますが、2015（平成27）年度からほぼ横ばい傾向のため更なる減量化に向けての努力が必要です。

不要なものをもらわないこと（リフューズ）や排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に取り組み、ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用する（リサイクル）など、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

さらなるごみ減量の推進に向けて、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」で「国民運動」として位置づけられた食品ロス削減を、本市においても強化していく必要があります。

また、海の生態系に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品について、生産・使用の削減、特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減に向けた一層の取組が必要となっています。

本市における家庭からのごみの収集は、市内各集積所を巡回して収集するステーション方式となっていますが、近年、集積所数が増加しており、収集時間や収集ルートなど収集運搬作業の効率化が必要となっています。

また、高齢者などごみ出しに困難を伴う市民への対応等も含めて、よりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

## 施策の内容

### 施策10) ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

- ・不要なものをもらわないこと（リフューズ）やごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）など、ごみを作らないライフスタイルやビジネススタイルを普及します。

### 施策11) 再資源化の推進

- ・分別排出を徹底し、ごみとして排出されたものの再生利用（リサイクル）を進めます。

### 施策12) よりよい分別、収集の推進

- ・よりよい分別方法や収集運搬方法について検討します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	分別の徹底を図るため、分かりやすいリーフレットの作成、多言語のごみの分別一覧表の作成、各種メディアでごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。 ☆	10) 11)	廃棄物対策課
②	レジ袋やペットボトルの使用を減らすため、マイバッグやマイボトルの活用を啓発します。また、過剰包装を断り、容器包装ごみの発生を抑制するよう啓発します。☆	10)	廃棄物対策課
③	食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	10)	廃棄物対策課
④	生ごみ重量の削減に向けて、家庭や飲食店などへの生ごみの水切りの徹底の呼びかけや、生ごみ処理機器などの普及を行います。	10)	廃棄物対策課
⑤	生活ごみの減量化を促進する観点から、有料化の導入について検討します。	10)	廃棄物対策課
⑥	事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。☆	10) 11)	廃棄物対策課
⑦	ごみの分別・収集方法を周知し、ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切に周知・助言します。	10) 11)	廃棄物対策課
⑧	事業系ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。★	10) 11)	廃棄物対策課
⑨	カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属・小型家電などの回収、再資源化を推進します。	10) 11)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

	事業	該当する 施策No.	担当部署
⑩	地域の集団回収など市民や事業者による再資源化の活動を支援します。	10) 11)	廃棄物対策課
⑪	ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。	12)	廃棄物対策課
⑫	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。	12)	廃棄物対策課
⑬	海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。★	10)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

## 市民の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- リサイクルの手間を惜しみません。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- 資源物を出すときは、市の回収や地域の回収活動に参加します。

## 事業者の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作りません。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。

## 成果指標

指標	現状値 2018（平成30） 年度	中間値 2024（令和 6）年度	目標値※ 2029（令和11） 年度
総排出量	51,398 t/年	45,998 t/年	42,306 t/年
市民1人1日当たりの総排出量	801 g/人・日	737 g/人・日	709 g/人・日
リサイクル率	19%	19%以上	19%以上

※佐倉市一般廃棄物処理基本計画における目標値



## 基本目標3

## 安心して快適に暮らせるまち

[～安全・安心社会の実現～]



## 市の取組

## 個別目標 (5)

## 環境負荷の低減

## 現状と施策展開の方針

本市では、大気、水質、騒音、振動及び放射線量について、監視を定期的に行っています。

これらの公害については、概ね環境基準を達成し、良好な環境が維持されていることから、引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮への取組の拡大を行い、健康被害への懸念を払拭し、安心・安全に暮らせる居住環境を確保していく必要があります。

また、印旛沼流域では、生活系や産業系からの汚濁負荷量は、公共下水道の整備や事業所・工場の自主的な排水対策が進んだことで、年々減少傾向を示していますが、自然系（山林、水田、畑、市街地など）からの汚濁負荷量が増加傾向となっており、自然系からの汚濁負荷量の削減にも取り組んでいく必要があります。

## 施策の内容

## 施策13) 公害防止対策の推進

- ・法令に基づく事業所・工場などへの指導の実施など、環境基準の達成に向けた取組を実施します
- ・環境保全協定の締結等による事業者の自主的な環境配慮の取組を拡大します。
- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図ります。

## 施策14) 監視、測定の実施

- ・大気、水質、騒音、放射線量など、市内の環境の監視・測定を実施します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	1) 13) 14)	生活環境課
②	事業所との環境保全協定の締結を推進します。	1) 13) 14)	生活環境課
③	生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。☆	13)	生活環境課
④	自動車交通騒音などを緩和するため、舗装の修繕を進め、道路環境の改善を実施します。	13)	道路維持課
⑤	大気、水質、道路交通の騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	1) 14)	生活環境課
⑥	市民、事業者に対し、生活排水や肥料等による印旛沼への流入負荷の削減のための指導・PRを推進します。(再掲) ☆	1) 3) 13)	生活環境課
⑦	家庭でできる生活排水対策を支援するため、各種メディアを通じた情報提供の充実を図ります。(再掲)	1) 3) 13)	生活環境課
⑧	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。(再掲)	1) 13)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの



油類の流出対策（オイルマット設置）

## 個別目標（6）

## 安全・安心な生活環境の保全

## 現状と施策展開の方針

本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロールを定期的実施しているほか、市民や事業者と連携、協力して、市内の道路や公園などを清掃するゴミゼロ運動を実施しています。

今後は、ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象として監視カメラ設置等の重点的な取組を実施するとともに、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組を拡充する必要があります。

千葉県内にある一部のヤード<sup>※1</sup>では、自動車の部品から油などが流出し周辺環境に影響を及ぼしていることから、市内のヤードにおいても、千葉県や警察など関係機関と連携した対策が必要です。

空き地の雑草の繁茂については、市民からの苦情等により現地を確認し、土地の所有者等に対し雑草除去を要請しています。近年、空き家の増加などから雑草除去要請件数が増えており、対策が必要となっています。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、一般住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあり、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっているほか、ハクビシンやアライグマ、イノシシ等の有害鳥獣による農作物や人、住居への被害防止を図っていく必要があります。

## 施策の内容

## 施策15) まちの美化と良好な生活環境の保全

- ・ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・所有する土地、建物の適正な管理を啓発します。
- ・ペットの適正な飼育を啓発します。
- ・ハクビシンやアライグマ、イノシシなどの有害鳥獣対策を推進します。

## 施策16) 不法投棄等への対策の推進

- ・不法投棄や不正な土地の埋立て等の発生抑止や早期解決のための対策を推進します。

※1 エンジン等の自動車部品の保管等をする施設のうち、その外周を鋼板等で囲んだ施設。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	ペットの飼育や地域猫に関する問題の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。☆	15)	生活環境課
②	ハクビシンやアライグマ、イノシシなどによる農作物の被害、人体や住居への被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、捕獲対策、防除対策、生息環境対策などを推進します。(再掲) ☆	4) 7) 15)	生活環境課 農政課
③	敷地内の雑草やハチの巣などについて、所有者等へ必要な措置をとるよう要請等を行います。	15)	生活環境課
④	空家、空き地について、所有者等へ適切な管理、必要な措置をとるよう要請等を行います。	15)	生活環境課 住宅課
⑤	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例に基づき、市民、事業者、市が協働して、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	15)	生活環境課
⑥	市民、事業者、市が一体となってまちの美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	15)	廃棄物対策課
⑦	市職員、不当行為防止指導員、不法投棄監視員による定期的な監視、重点箇所への監視カメラの設置や地域の協力により、不法投棄や不正な埋立て行為等の未然防止や早期発見に努めます。	16)	廃棄物対策課
⑧	土地の埋立て等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、悪質な行為に対しては、警察などと連携して厳正に対処します。	16)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの



駅周辺における喫煙禁止区域の設定



不法投棄禁止看板の設置

## 市民の取組

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 近隣に迷惑がかからぬように、所有している土地や建物を適切に管理します。
- エコドライブやアイドリングストップに努めます。
- 自動車の買い替えの際は、低燃費・低公害車や電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を選びます。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はしません。
- 近隣のパトロールを行い、不法投棄や不正な埋立て行為を見つけたときは佐倉市に通報します。
- 公共下水道の供用区域内では、下水道へ接続します。
- 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- ペットを適正に管理し、最期まで責任を持って飼います。

## 事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭、光害などの防止に努めます。
- 排水基準を遵守します。
- 環境保全協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- 自動車の導入の際は、低燃費・低公害車や電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を選びます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。

## 成果指標

指標	現状値 2018（平成30） 年度）	中間値 2025（令和7） 年度	目標値 2031（令和13） 年度
河川 BOD 環境基準達成率	92.0%	92.0%	93.3%
一般大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100%	100%	100%
光化学オキシダント環境基準時間達成率	93.8%	93.9%	94.0%
自動車騒音環境基準達成率	90.5%	90.8%	91.0%
生活排水処理率 <sup>※</sup>	93.1%	95.9%	98.3%

※全人口に対する下水道、農業集落排水、高度処理型合併処理浄化槽で処理する人口の割合

## 基本目標 4

# 地球環境に配慮したくらしを实践するまち [～脱炭素社会の実現～]



## 市の取組

### 個別目標 (7)

### 省エネルギーの推進

#### 現状と施策展開の方針

本市から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の総量は、増減を繰り返しながら推移しており、2019（令和元）年度の総排出量は、1,665千t-CO<sub>2</sub>となっています。また、部門別の排出量で見ると、2010（平成22）年度以降は、「産業部門」、「家庭部門」、「業務その他部門」、「一般廃棄物」で増減を繰り返しながら推移し、「運輸部門」は概ね減少傾向が見られます。今後は、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

これまで本市では、エコライフ推進員<sup>※1</sup>と協働して、家庭におけるエコライフ活動の推進に取り組んできましたが、東日本大震災直後に高まった市民や事業者の省エネルギー意識が、震災からの時間の経過とともに薄れることなく持続・向上するよう、引き続き省エネルギー行動を推進していくことが求められます。

本市では、2013（平成25）年度から蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などの設置者に補助金の交付を行い、家庭用省エネルギー設備の普及を推進してきました。

引き続き、市民や事業所に対して、これらの機器の普及や、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の断熱化についても普及・啓発を行っていく必要があります。



市庁舎の緑のカーテン



エコドライブシミュレーター  
(市民環境フェア)

※1 地球温暖化対策の重要性等について市民の理解を深めるため市長が委嘱した推進員（市民）で、講演会や街頭啓発等を通じて広く市民に知識の普及等を行った。

## 施策の内容

### 施策17) 家庭の省エネルギーの促進

- ・省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの転換を促進します。
- ・エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入、建物の断熱化を促進します。

### 施策18) 事業所の省エネルギーの促進

- ・省資源・省エネルギー型のビジネススタイルへの転換を促進します。
- ・エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入、建物の断熱化を促進します。

### 施策19) 公共施設の省エネルギーの推進

- ・市の事務事業や公共施設における省エネルギー対策を推進します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。	17) 18)	生活環境課
②	省エネルギー対策に関する情報の提供、環境学習講座の展開など、省エネルギーの知識・意識の向上のための啓発を図ります。	17) 18)	生活環境課
③	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。	17) 18)	生活環境課 商工振興課
④	市民、事業者、市が協働して省エネルギー行動の普及に取り組めます。☆	17) 18)	生活環境課 商工振興課
⑤	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。☆	17) 18)	生活環境課 商工振興課
⑥	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。☆	18)	生活環境課 商工振興課
⑦	佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	19)	全庁
⑧	公共施設においては、省エネルギー型の設備及びICT機器の導入・更新を図ります。☆	19)	資産経営課 施設保全課 情報システム課 施設所管課
⑨	公共施設においては、DX <sup>※1</sup> の取組みを促進します。★	19)	全庁

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

※1 Digital Transformation の略で、進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

## 現状と施策展開の方針

本市では、2012（平成24）年度から住宅用太陽光発電システムの設置者に補助金の交付を行い、2021（令和3）年度までに3,375.5kW（753世帯）導入されました。

引き続き、市内における太陽光・木質バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、利用を促進する施策の検討を進める必要があります。

また、再生可能エネルギーの活用は、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

## 施策の内容

## 施策20) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進します。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行い、適切な導入を促進します。☆	20)	生活環境課
②	再生可能エネルギーの利用を促進し、公共施設においてはPPA <sup>※1</sup> 等の導入を検討します。☆	20)	生活環境課 資産経営課 施設所管課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

※1 Power Purchase Agreement の略で、電気を利用者に売る小売電気事業者と発電事業者の間で結ぶ「電力販売契約」の事。



## 個別目標 (9)

## 脱炭素型まちづくりの推進

## 現状と施策展開の方針

国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的役割として、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進するとし、例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指すとしています。

本市でも、再生可能エネルギーの利用促進、住宅やビルなどのゼロエネルギー化（ZEH、ZEB）の促進などを各部門において行っていくことが必要です。

## 施策の内容

## 施策21) 建物・設備の省エネルギー化と緑の保全

- ・建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。
- ・二酸化炭素の吸収源対策として、緑を保全します。

## 施策22) 歩いて暮らせるまちづくり

- ・歩いて暮らせる脱炭素型の都市・地域づくりを進めます。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築、増改築時には、省エネルギーに配慮できるよう、ZEHやZEB <sup>※1</sup> 、低炭素建築物認定制度や住宅性能表示制度等の啓発・活用を図ります。	21)	生活環境課 建築指導課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

※1 Net Zero Energy House、Net Zero Energy Building の略で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物のこと。

事業	該当する 施策No.	担当部署
② 二酸化炭素の吸収作用の強化や、ヒートアイランド現象の緩和のため、街なかの緑や里山、森林、農地、水辺環境等の保全に取り組みます。	21)	生活環境課 農政課 下水道課 道路維持課 治水課 都市計画課 公園緑地課
③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定を検討します。	21)	生活環境課 企画政策課
④ 都市マスタープランと立地適正化計画に基づき、地域の個性を活かした多極ネットワーク型コンパクトシティの維持・強化を図ります。	22)	都市計画課
⑤ 電気自動車、燃料電池自動車といった電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の普及を図ります。☆	22)	生活環境課
⑥ 関係機関と連携しながら、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。	22)	都市計画課
⑦ 関係機関と連携しながら、歩道や自転車通行空間の確保に努め、徒歩・自転車利用の利便性向上と利用促進を図ります。	22)	道路建設課 道路維持課
⑧ 関係機関と連携しながら、幹線道路の渋滞解消に努めます。	22)	道路建設課 道路維持課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

## 個別目標（10）

## 気候変動適応策の推進

### 現状と施策展開の方針

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいるところですが、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取組も必要となってきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。また、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集、整理、分析、蓄積するため、千葉県気候変動適応センターなどの関係機関と連携し、適応策を推進していくことが必要です。

## 施策の内容

### 施策23) 自然災害対策の推進

- ・気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、各分野における気候変動適応に関する施策を推進します。
- ・集中豪雨等に対する防災対策を行うとともに、グリーンインフラを活用した防災・減災を検討します。
- ・市民の防災意識の向上を図ります。

### 施策24) 健康被害対策等の推進

- ・熱中症予防の普及・啓発等を行います。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水貯留施設の設置促進など雨水の流出抑制対策を推進します。	23)	下水道課 治水課
②	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、佐倉市ハザードマップ（洪水・土砂災害・内水）の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	23)	危機管理課 下水道課
③	避難情報等の伝達体制の推進や自主防災組織の活動推進など風水害等による被害を最小限にとどめるための体制を強化します。	23)	危機管理課
④	高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。☆	23)	農政課
⑤	熱中症患者の発生を予防するため、市内の公共施設や事業所を涼み処として利用するなど、クールシェア※ <sup>1</sup> の取組みを推進します。	24)	生活環境課 健康推進課
⑥	熱中症の発生を抑制するため、市ウェブサイトや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。☆	24)	生活環境課 健康推進課 高齢者福祉課
⑦	感染症媒介生物（蚊等）の発生源対策等について、啓発します。	24)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

※1 家庭や町の中の涼しい場所を家族や地域の人々でシェア（共有）することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネルギー対策。

事業	該当する 施策No.	担当部署
⑧ 気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図るとともに、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応センター」の設置及び「地域気候変動適応計画」の策定を検討します。★	23) 24)	生活環境課 企画政策課
⑨ 気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、実施します。★	23) 24)	生活環境課 企画政策課 危機管理課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの



## 市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- LED 照明などの省エネルギー機器・設備の導入に努めます。
- うちエコ診断や環境家計簿を活用します。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 自動車の買い替えの際は、低燃費・低公害車や電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を選びます。
- 住宅の新築、リフォーム、建て替えの際には、ゼロエネルギー化や断熱化など省エネルギー建築物となるように努めます。
- グリーンカーテンを設置して日差しを和らげます。
- クールシェアスポットを利用します。
- 災害への備えを確認します。

## 事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 省エネルギー診断を受診します。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などエコチューニングを実施します。
- 省エネルギー型設備やエネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入に努めます。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ゼロエネルギー建築物や省エネルギー建築物となるように努めます。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺的环境や安全に十分配慮します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 自動車の導入の際は、低燃費・低公害車や電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を選びます。
- クールシェアスポットの開設に協力します。
- 災害への備えを確認します。

## 成果指標

指標	現状値 2013（平成 25）年度	中間値 2025（令和7） 年度	目標値 2030（令和 12）年度
市域から排出される温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量	1,702 千 t-CO <sub>2</sub>	1,260 千 t-CO <sub>2</sub>	919 千 t-CO <sub>2</sub>
市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量	14,765 t-CO <sub>2</sub>	9,731 t-CO <sub>2</sub>	7,383 t-CO <sub>2</sub>

## 佐倉市の温室効果ガス排出量削減目標

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを受け、2021年8月、佐倉市においても『佐倉市ゼロカーボンシティ宣言』をしたところです。

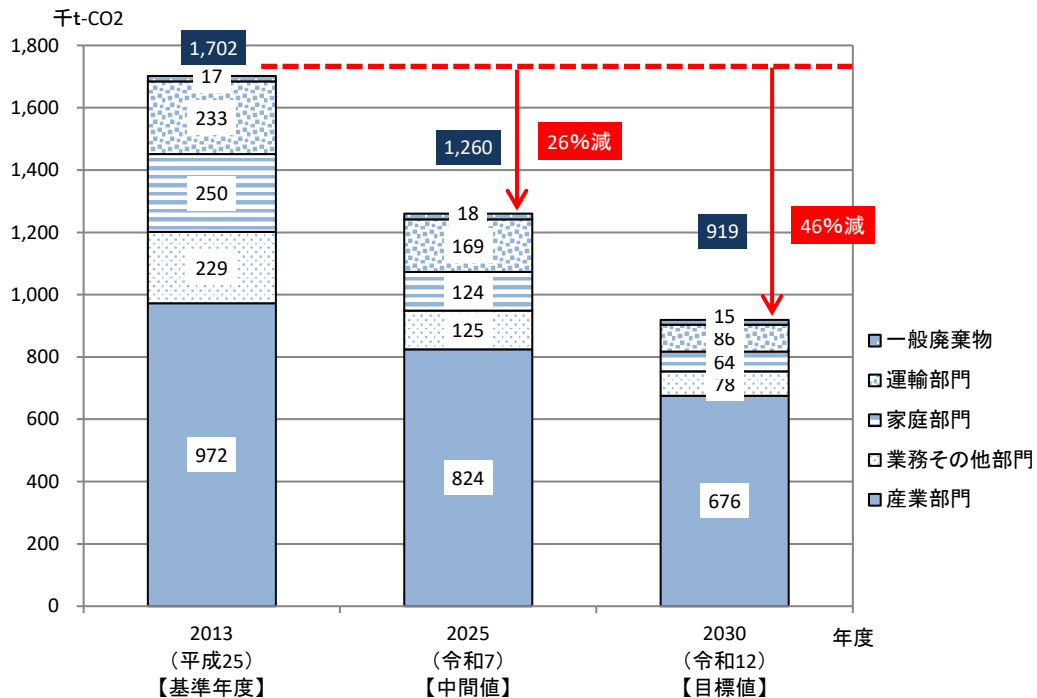
本市においては、温室効果ガス排出量のうち最も多くの割合を占める二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」）を削減対象とし、国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

## 2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で市内の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を46%削減する

この削減目標を排出量に換算すると、2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量は919千t-CO<sub>2</sub>、基準年度からの削減量は783千t-CO<sub>2</sub>となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務その他部門、運輸部門を中心に更なる地球温暖化対策を実施します。

### 佐倉市の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の削減目標



※電力使用に係る排出係数は、2013年度は実績値、2025年度0.340kg-CO<sub>2</sub>/kWh、2030年度0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWhを用いています。

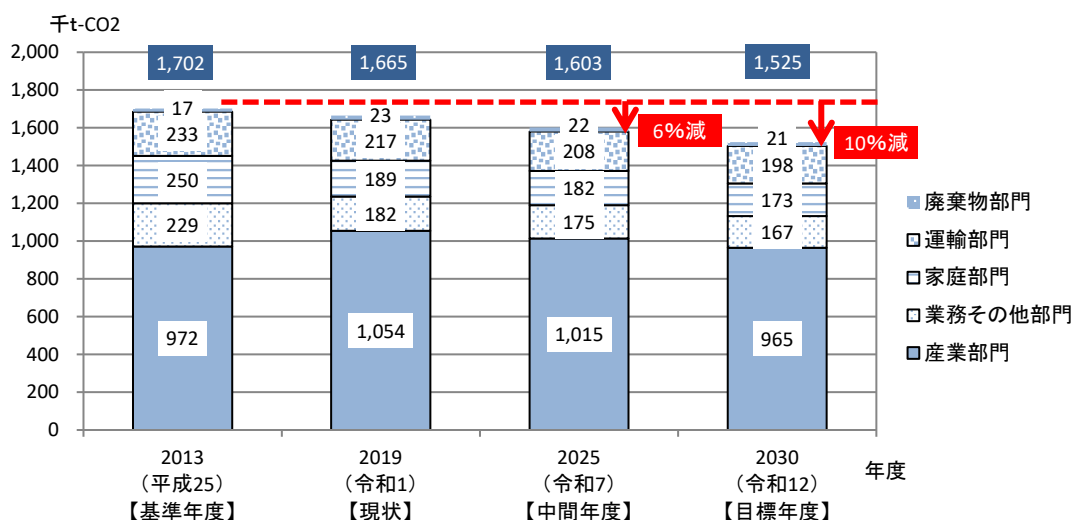
(2030年度0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWhは、国の「地球温暖化対策計画」における排出係数の目標値)

## 佐倉市の温室効果ガス排出量の将来予測

### 現在の対策を継続した場合の温室効果ガス排出量の将来予測

本市から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の過去データから、現在の地球温暖化対策を継続した場合の将来推計を行った結果、2025（令和7）年度の排出量は、1,603千 t-CO<sub>2</sub>、2030（令和12）年度は1,525千 t-CO<sub>2</sub>となりました。

#### 本市の温室効果ガスの将来予測（現状の地球温暖化対策を継続したケース）



※環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル・ツール類」に基づき把握

### 追加対策による削減

温室効果ガス排出量の将来予測では、2025年度、2030年度とも、削減目標値を超過しており、目標を達成するためには、追加の地球温暖化対策が必要となります

このため、削減目標の達成に向けた追加対策として、現在の地球温暖化対策の継続に加えて、省エネルギー行動の更なる拡大・普及や省エネルギー型機器・設備への更新の促進、再生可能エネルギーの利用促進、住宅やビルなどのゼロエネルギー化の促進などを、各部門において実施します。

項目		2025（令和7）年	2030（令和12）年
基準年度値		1,702 千 t-CO <sub>2</sub>	
削減目標値		1,260 千 t-CO <sub>2</sub>	919 千 t-CO <sub>2</sub>
基準年度からの削減目標量		▲442 千 t-CO <sub>2</sub>	▲783 千 t-CO <sub>2</sub>
内訳	現状対策による増減量	▲99 千 t-CO <sub>2</sub>	▲177 千 t-CO <sub>2</sub>
	追加対策による削減量	▲343 千 t-CO <sub>2</sub>	▲606 千 t-CO <sub>2</sub>

※追加対策による削減量には、電力の排出係数の低下分を見込む

## 「ゼロカーボンアクション 30」アクションリスト

### 1. 電気等のエネルギーの節約や転換

アクション	暮らしのメリット
(1) 再エネ電気への切り替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅への自家消費型太陽光発電を設置することが難しい状況でも、再エネ普及に貢献できる。</li> </ul>
(2) クールビズ・ウォームビズ 気候に合わせた服装と、適切な室温・給湯器温度設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候に合わせた過ごしやすい服装・ファッションで効率の向上、健康、快適に（冷房の効きすぎによる体温調整機能の低下防止等）</li> <li>夏のスーツのクリーニング代節約、光熱費の節約</li> </ul>
(3) 節電 不要なときはスイッチ OFF	<ul style="list-style-type: none"> <li>光熱費の節約、火災等の事故予防</li> <li>外出先から遠隔操作で家電を OFF に</li> </ul>
(4) 節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道費の節約</li> </ul>
(5) 省エネ家電の導入 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED 照明等の利用、買換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気代の節約ができる。</li> <li>健康、快適な住環境づくり（エアコンの新機能や扇風機・サーキュレーターとの組み合わせによる快適性・利便性の向上、冷蔵庫の新機能（鮮度保持や収納力向上）による食材の有効活用促進）</li> </ul>
(6) 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る 宅配ボックスや置き配、日時指定の活用等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>受取時間の指定で待ち時間を有効活用（いつ届くかわからないまま受取に備えていたずらに待たずに済む）</li> <li>配達スタッフの労働時間抑制、非接触での受取りが可能</li> </ul>
(7) 消費エネルギーの見える化 スマートメーターの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績との比較により、省エネを実感。光熱費の節約</li> <li>省エネを家族でゲーム感覚で楽しみながらできる。</li> </ul>

### 2. 住居関係

アクション	暮らしのメリット
(8) 太陽光パネルの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅に電源を持ち、余剰分は売電することが可能になる。</li> <li>FIT 制度等を利用することで投資回収が可能（電力会社等が初期費用を負担し、電気代により返済する方法も普及しつつある。）</li> </ul>
(9) ZEH（ゼッチ） 建て替え、新築時は、高断熱で、太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康、快適な住環境を享受できる（断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が逃げにくい。また、結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショック対策、血圧安定化等の効果がある。）</li> <li>換気の効率向上（換気熱交換システムなら冷暖房効率を極力落とさずに室内の空気環境を清浄に保持）</li> <li>光熱費の節約</li> </ul>
(10) 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム ((5) と同時実施で相乗効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遮音・防音効果の向上</li> <li>室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現</li> <li>防災レジリエンスの向上</li> </ul>



<p><b>(11) 蓄電池（車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて、光熱費の節約や防災レジリエンスの向上に繋げることができる。</li> </ul>
<p><b>(12) 暮らしに木を取り入れる</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある。</li> <li>木は調湿作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる。</li> <li>木を使うことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる。</li> </ul>
<p><b>(13) 分譲も賃貸も省エネ物件を選択</b> 間取りと立地に加え、省エネ性能の高さで住まい選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光熱費の節約ができる。</li> <li>健康、快適な住環境を享受できる。</li> </ul>
<p><b>(14) 働き方の工夫</b> 職住近接、テレワーク、オンライン会議、休日の分散、二地域居住・ワーケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤・出張等による移動時間・費用の節約、地方移住が選択肢に</li> <li>生活時間の確保（家族との時間や育児・介護との両立、自宅で昼食を摂るなど、生活スタイルに合わせた時間の確保）</li> <li>身体的な負担の軽減（混雑した電車や道路渋滞などからの解放）</li> <li>徒歩や自転車圏内なら、人との接触（密）を避けられる。</li> <li>観光地、レジャー施設、商業施設の混雑緩和</li> <li>寒い冬は南で、暑い夏は北で暮らす等の工夫により、できるだけ省エネかつ健康維持</li> </ul>

### 3. 移動関係

アクション	暮らしのメリット
<p><b>(15) スマートムーブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩、自転車・公共交通機関で移動</li> <li>エコドライブ（発進/急停車をしない等）の実施</li> <li>カーシェアリングの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康的な生活の促進（運動量の確保等）</li> <li>徒歩・自転車利用で密を回避、交通渋滞の緩和</li> <li>移動途中での新たな発見</li> <li>燃費の把握、向上</li> <li>同乗者が安心できる安全な運転、心のゆとりで交通事故の低減</li> <li>自動車購入・維持費用の節約、TPOに合わせて好きな車を選択可能。</li> <li>必要なときに必要な分だけ利用ができる。</li> </ul>
<p><b>(16) ゼロカーボン・ドライブ</b> 再エネ・ゼロカーボン燃料とEV/FCV/PHEV</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静音性の向上、排気ガスが出ない。</li> <li>蓄電池として、キャンプ時や災害時等に活用することも可能</li> <li>ガソリン代のコストパフォーマンスの向上</li> </ul>

#### 4. 食関係

アクション	暮らしのメリット
<p><b>(17) 食事を食べ残さない</b>            適量サイズの注文ができるお店やメニューを選ぶ、それでも食べ残してしまった場合は持ち帰る(mottECO)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適量の注文により食事代を節約できる。</li> <li>・ 食べ残しの持ち帰り(mottECO)が可能であれば、他の食事に充てられる(食べ残しが減少することは料理の提供者側のモチベーションアップにもつながる。)</li> </ul>
<p><b>(18) 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食べ切れる量を買う</li> <li>・ 工夫して保存し、食べられるものを捨てない</li> <li>・ 余剰食品はフードドライブの活用等によりフードバンク等に寄附する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食費の節約(計画性のある買い物による節約)</li> <li>・ 家庭ごみの減量(生ごみの管理が不要もしくは低減)</li> <li>・ 子どもへの環境(家庭)教育推進活動に繋がる。</li> <li>・ 作り手のモチベーションアップ</li> <li>・ 過食・飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持</li> <li>・ フードバンク等への寄附は、生活困窮者支援にもつながる。</li> </ul>
<p><b>(19) 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活</b>            食材のトレーサビリティ表示を意識した買い物            ※空輸等の流通経路ではないためCO2の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食を通じたQOLの向上(旬の食材は美味しく栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができる。食を通じて季節感や地域の気候風土が感じられる。地域活性化や食の安全保障にも貢献でき、地元の生産者等とつながることは安心にもつながる、皮の部分等もおいしく食べる方法を考えることで栄養価も上がる。本来の食べ物の姿に触れることで自然とのつながりが感じられる。)</li> <li>・ 栄養状態の改善(野菜不足を解消し栄養バランスが改善する。)</li> </ul>
<p><b>(20) 自宅でコンポスト</b>            生ごみをコンポスターや処理器を使って堆肥化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみの減量と子どもへの環境(家庭)教育推進活動に繋がる。</li> <li>・ 作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できる。 (家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果も)</li> </ul>

#### 5. 衣類、ファッション関係

アクション	暮らしのメリット
<p><b>(21) 今持っている服を長く大切に着る</b>            適切なケアをする、洗濯表示を確認して扱う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。</li> <li>・ 体型維持(健康管理)を心がけることができる。</li> <li>・ 染め直しやリメイクなど手を加えることでより楽しめる。</li> <li>・ 綺麗に管理することで、フリマ等に回すことができる。</li> </ul>
<p><b>(22) 長く着られる服をじっくり選ぶ</b>            先のことを考えて買う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無駄遣いの防止(消費サイクルが伸びる。)</li> <li>・ 使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。</li> <li>・ 体型維持(健康管理)を心がけることができる。</li> </ul>

<p><b>(23) 環境に配慮した服を選ぶ</b> 作られ方を確認して買う、リサイクル・リユース素材を使った服を選ぶ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無駄遣いの防止（衝動買いを避ける。）</li> <li>・ 衣を通じた QOL の向上</li> <li>・ 服のできるストーリーを知る楽しみも出てくる。</li> </ul>
---	---

6. ごみを減らす

アクション	暮らしのメリット
<p><b>(24) マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみの減量</li> <li>・ 自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめる。</li> <li>・ 使い慣れた物を長く使える、物への愛着がわく。</li> <li>・ 自分好みのデザインや機能がある製品を使える。</li> <li>・ 家庭ごみの減量</li> <li>・ 環境を大事にする気持ちを行動で表せる。</li> </ul>
<p><b>(25) 修理や補修をする</b> 長く大切に使う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こだわりや物を大切にすることを表せる（自分らしいアレンジや親から子へ世代を越えて使うなどして楽しむことができる。）</li> </ul>
<p><b>(26) フリマ・シェアリング</b> フリマやシェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入・維持費用の節約（必要な物を安く手に入れることができる。）</li> <li>・ 自分にとっては不要な物でも必要とする他の人に使ってもらい、収入にもなる。</li> </ul>
<p><b>(27) ごみの分別処理</b> 「分ければ資源」を実践する適正な分別、使用済製品・容器包装の回収協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみの減量</li> <li>・ 資源回収への協力による協力金やポイント還元等（地域で実施すれば、コミュニティの活性化にもつながる。）</li> </ul>

7. 買い物・投資

アクション	暮らしのメリット
<p><b>(28) 脱炭素型の製品・サービス</b>（環境配慮のマークが付いた商品、カーボンオフセット・カーボンフットプリント表示商品）の<b>選択</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より簡易な包装の商品、環境配慮のマークが付いた商品（マークの意味を知る。）、バイオマス由来プラスチックを使った商品、詰め替え製品を選ぶことで自分の購買によって環境負荷低減に貢献できることが分かる。</li> <li>・ ごみの分別が楽になる（ラベルレスのペットボトル等）。</li> <li>・ 市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながる。</li> </ul>
<p><b>(29) 個人の ESG 投資</b> ゼロカーボン宣言・RE100 宣言など地球温暖化への対策に取り組む企業の応援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人で ESG 投資（気候変動対策をしている企業の応援）</li> <li>・ 地球温暖化への対策に取り組む企業の商品の購入や製品・サービスの利用、投資等により、環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会づくりとして還元される。</li> </ul>

## 8. 環境活動

アクション	暮らしのメリット
<b>(30) 植林やごみ拾い等の活動</b> 団体・個人による地球温暖化対策行動や地域の環境活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境を大事にする気持ちを行動で表せる。</li><li>・ ゼロカーボンアクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができる。</li></ul>

※地域特性や気候風土等により具体的な内容が異なる部分については、各地域で適宜補足しながら活用することを想定。

※技術の動向や、製品・サービスの進化、暮らしのニーズの多様化等の変化に応じて柔軟にアップデートしながら活用していくことを想定。

(出典) 環境省 COOL CHOICE ゼロカーボンアクション30—日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリット

基本目標 5

協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち  
[～環境保全活動の拡大～]



市の取組

個別目標 (11)

環境に配慮した行動の実践

現状と施策展開の方針

私たちには、将来の世代も快適な生活が送れるよう、環境にやさしいまちを創り上げる義務があります。

地球温暖化をはじめとする近年の環境問題は、国際的かつ広域的な対策が唯一の対策ではなく、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えることでも、その解決のための一歩となります。

日々の生活や事業活動が、地域や地球の環境に与える影響を自覚したうえで、自発的に環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えるよう、取組を展開します。

施策の内容

施策25) エコライフの実践に向けた普及、啓発

- ・環境に配慮した行動と生活の実践・定着に向けて、市民、事業者に対する普及啓発を行います。

目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。(再掲)	17) 18) 25)	生活環境課
②	ごみの減量化や再資源化を推進するため、各種メディアで4Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。☆	10) 11) 25)	廃棄物対策課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

事業		該当する 施策No.	担当部署
③	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。(再掲) ☆	17) 18) 25)	生活環境課
④	事業所における環境マネジメントシステム(エコアクション21、ISO14001など)の導入を促進します。(再掲) ☆	18) 25)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

## 個別目標(12)

## 環境教育・環境学習の推進

### 現状と施策展開の方針

市民アンケート調査では、5割以上の市民が「道路側溝の清掃や沿道の草刈り」に参加していましたが、「環境に関する学習講座、講演会」に参加したことがある人は1割未満でした。

清掃活動や資源回収などの身近な活動を通じて、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知ることで、自らの自発的な行動へと繋がり、日常的な取組からさらなる活動へと広がっていくことも期待できます。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実も重要と考えられます。

### 施策の内容

#### 施策26) 学校における環境教育の充実

- ・将来の環境保全の担い手となる児童・生徒への環境教育について、さらなる充実を図ります。

#### 施策27) 地域における環境学習機会の拡充

- ・家庭や学校、職場など様々な場面で環境について学ぶ機会の充実を図ります。



生きものを見つけ隊(畔田谷津)



水辺観察会(印旛沼)

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	市民や事業者などが環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを提供する出前授業等の仕組みを検討し、学校や公民館における環境教育の充実を図ります。 ★	26) 29)	生活環境課 指導課 公民館
②	印旛沼や谷津などの保全活動や自然観察会を通じて、豊かな自然環境に触れる機会を作ります。また、環境美化活動など、誰もが参加できる体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。☆	27) 29)	生活環境課

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの

### 個別目標 (13)

### 協働による環境活動の推進

#### 現状と施策展開の方針

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても「選択と集中」による限られた経営資源の効率的な行政経営が求められることとなります。

また、本市では、市民に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実施していますが、環境保全活動への参加者の固定化や高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後もこれまで以上に市民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組が求められることから、より多くの市民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるプログラムの構築が求められています。

本市では、市内の谷津などにおいて、里山の自然環境を復元し、生態系を保全する作業を市民との協働により継続的に実施しています。このような活動によって、一旦は見られなくなったり、減少した多様な生物が確認されるようになっており、将来にわたってこれらの活動を継続し、より充実させていくための仕組みづくりが求められます。

また、市民、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい佐倉の環境をつくっていくため、環境に関わる情報の共有や、協働の場の構築が求められます。

## 施策の内容

### 施策28) 環境保全活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

### 施策29) 協働による環境保全活動の充実

- ・環境保全活動の担い手となる環境ボランティア、環境リーダーの育成を図ります。
- ・子どもから大人まで誰もが楽しく気軽に、環境活動やイベントに参加できる機会を設けます。
- ・谷津、里山の保全活動を将来にわたって継続し、より充実させていくための仕組みづくりを検討します。

### 施策30) 環境に関する情報共有と協働の場づくり

- ・市内の環境の現状や環境保全活動について、わかりやすい情報発信を行います。
- ・市民、事業者、市の3者のパートナーシップにより、よりよい環境をつくっていくため、情報共有や協働の場の構築に努めます。

## 目標達成に向けた事業

	事業	該当する 施策No.	担当部署
①	市民団体や事業者に対し、環境保全活動の組織づくりや自主的な活動を支援します。★	28) 29)	生活環境課
②	子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。☆	28) 29)	生活環境課 公民館
③	市内の環境団体やボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。★	28) 29)	生活環境課
④	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。★	28) 29)	生活環境課
⑤	環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。☆	30)	生活環境課
⑥	市民、事業者が行う自主的、創造的な環境保全活動を広く周知します。また、発表する場を提供します。★	30)	生活環境課 市民公益活動 サポートセン ター

事業欄：★新規のもの ☆一部新規、拡充等のもの



## 市民の取組

### 【市民】

- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。(省エネルギー、地産地消、ごみ減量・リサイクル、グリーン購入等)
- 環境保全活動や環境学習講座などに積極的に参加します。

### 【市民団体】

- 自ら主体的に環境保全活動を実践します。
- 市民が気軽に参加できるイベントや講座を開催し、市民の環境への理解を深めます。
- 団体間の交流を深め、環境活動の輪を広げます。

## 事業者の取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 従業員を対象とした環境研修や啓発を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に協力、参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加します。
- 自社の環境配慮に関する情報を積極的に発信します。

## 成果指標

指標	現状値 2018（平成 30）年度	中間値 2025（令和 7）年度	目標値 2031（令和 13）年度
協働による環境保全活動参加者数	15,403 人	15,403 人	15,403 人
「環境について学ぶ機会の多さ」の満足度（アンケート調査）	11.5%	17.0%	25.0%
環境に関する交流会・ワークショップ参加者数	15 人	30 人	60 人